

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の運用について（概要）

昭和50年7月2日

栃務第1198号栃木県警察本部長通達

本通達は、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和42年1月24日栃木県公安委員会規則第18号）」第23条を根拠として、同規則の実施に必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 給付基礎額の最高額、最低額及び協力援助者に扶養親族がある場合等の加算額
  - 給付の種類ごとの給付基準及び給付額
- 等である。